

琉球大学学術リポジトリ

岸総理大臣第1次訪米関係一件 準備資料 第1巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-04-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/44185

(4)

安
保
理
子
会
立
候
補
問
題

大臣

安全保障の事案

岸総理と米国大統領との会談予想（国連関係）

三二六一四
国際協力局

先方が国連関係の話に触れるのを俟つて左の発言を行うこととするが、先方が触れて来ぬときはわが国の国連加盟実現のため米国が終始援助を惜しまなかつたことに対し謝辞を述べて、話題を国連関係に誘導し、「わが国は加盟以前から、国連憲章の目的及び原則の遵守を外交の重要方針としてきたが、加盟後の今日、私はこの方針を更に鞏固に維持、推進し、国連の事業に対する積極的寄与を図る意向である」旨発言し、
ここで、^{（注）}先方が日本の安保理事会立候補の意向の有無を訊ねたならば、それに対し、

極秘

(二) 若し訊ねてこなければ、「最近新聞報によれば日本の安保理事
会立候補は相当当選の可能性あるやに伝えているが」と前置きし

「日本としては、国連の事業に積極的寄与を図るとの前述の方針
にも鑑み理事国となることは希望するところであるが、万一選挙に
不成功に終わった場合の国民感情への反響も考えざるを得ないので、
わが友邦諸国が日本の立候補に対し、どの程度の支持を与えるかを
検討する必要がある。この点に関し米国側のお考えを承り得れば幸
である」旨発言する。

大臣

参考資料

安保理事会選挙立候補に関する件

三二、六、一〇
国際協力局

来る国連第十二総会において、安保理事会非常任理事国の中、オーストラリア、キューバ及びフィリピン（ユーゴ）が一九五六年末辞任した際の補欠選挙で当選の三国が改選されることになつてい
るが、この選挙に、わが国が立候補することの可否両論を論点ごと
に記載すると次のとおりである。

可 と す る 論

非 と す る 論

一 安保理事会理事国たることの意

義

安保理事会は、安全保障、平和維持の面での国連の活動に第一エイトが移りつつあるのが、国連
義的責任を有するのみならず、における最近のすう勢であり、ま
加盟問題、憲章改正問題、国際た、安保理事会自体は、依然相当
司法裁判官選挙、事務総長任重要であるとしても、拒否権を有



命等、国連全体にとつての重要な問題にも関与し、総会と並んで大したことはない。問題にも関与し、総会と並んで大したことはない。国連のもつとも重要な機関である。その理事国となることはわが国の国際的地位の向上に資するところ極めて大であると言わなければならぬ。

又理事国となれば、わが国と直接関係のない政治的問題について、立場を明らかにする必要に迫られる結果、ある国々との国交を徒らに悪化せしめる原因ともなりかねない（例えば、中国問題、カシミール問題が、理事会に提起された場合）。

よつて、わが方が理事国として著しい苦境に立つ蓋然性の少い時期を選ぶべきである。

二 経済社会理事会選挙立候補との
関係

前項において述べた安保理事会の重要性に鑑み、わが国としても、同理事会に参加することを第一目標とすべきである。

又、経済社会理事会選挙は、五大国の一である中国と争うことになる本年においては、当選の見込みがなく、来年度においても、インドネシアの後任をインドと争うこととなる模様で、当選は可成り困難視されるので結局、一九五九年の選挙で当選を期することになる公算が大きい。その場合、安保理事会の任

経済社会理事会は、安保理事会に比して地味ではあるが、重要な機関であり、任期も長く（三年）、常任、非常任による投票のウェイトの差がないという利点がある上、わが国としては、従来行つて来たエカフェ、専門機関等における活動を基礎として、経済開発問題を始め、人口問題等の面で相当の活動をを行い、実質的利益を収める可能性も大きい。このような理由からわが国としては、まず経済社会理事会の理事国となることを目標とすべきである。

期は、一九五九年末までに終了するので、経済社会理事会と重複せず経済社会理事会選挙運動の支障とはならない。

五大国以外の一国が安保理事会、経済社会理事会の双方に同時に理事国となつた前例はないので、経済社会理事会を狙うためには安保理事会は見送るべきである。たとえ経済社会理事会選挙立候補を安保理事会理事国の任期が終了するまで、一年だけ延ばせばよいという議論が成立つとしても、本年から名乗りを挙げて経済社会理事会選挙に全力を傾注する方が当選を期するためにはより望ましい。

三 軍縮委員会への参加

安保理事會理事國となることにより、自動的に軍縮委員会の総会とのつながりを勤めるにすぎず、委員國となり得、総会から軍縮余り重要でない。

小委員会に付託される問題或は小委員会から総会に提出される案について、意見を表明し得る。

四 議席増加のための憲章改正問題との関係

議席増加問題を、中共代表権の問題と関連させているソ連の態度にかんがみ、現状のままでは、議席増加のための憲章改正が早急に達成される見込みはない。

第十一総会においては、ソ連は議席増加問題を、中共代表権の問題と関連させ、これに反対したが、これは、中南米案（アジア、西歐）を増加せんとするもの（）に対し、アジア、アフリカ諸國の全部

その実現を徒らに待つよりも必ずしも賛成しなかつたため
一九四六年のロンドン紳士協定あるとも考えられ、もし、アジア
（中南米二、英連邦一、中東一、アフリカ諸国も受諾し得るような
西欧一、東欧一の割合で非常任理事国が提出されれば、ソ連も敢えて
理事国が選~~任~~されるべきことを定~~め~~る）がその後の加盟国の増加いかと考えられる。

により、実状に即さなくなつた第十総会においては、ユーゴー
ことを理由に、現状のまま非常とフィリップスのいづれもが、三
任理事国の席をアジアに一つ確分の二の多数を獲得し得ず、結局
保し、その上で、議席増加をソ~~ク~~く引きにより、ユーゴーが勝ち
連に同意させるための局面打開一年勤めた後、自発的に退任する
運動を行う方がよい。

ロンドン紳士協定は、わが国イリッピン一年交替という解決策
の関知しないところであり、幸がとられたが、この前例は、それ
い、一年交替とは言え、フィリッピンまで十年間守られて来た紳士協定

ツピンの当選により、これが多に反し、憲章第二十三条の規定
少とも修正された以上、ここで（任期二年を明記）から見ても異
再びこの議席を東欧に返すこと例の措置である。
は、一步後退であると言えよう。

むしろ、アジアのアンダー・リ
プレゼンテーションの是正のため
の憲章改正のために努力し、その
問題の推移を見極めるのが公正な
態度であろう。

しば多数を取り、顧候補を押える等、可成りの支持を得ており、今回、改選される五裁判官中には、東欧圏出身者が二名あることから、事態が思わぬ展開をし、栗山候補の当選を確保できる可能性もある。

わが国は、すでに三度、栗山候補を立てており、今回も、各国の支持を取付けるため、すでに運動中であり、これを、安保理事会立候補に急に乘換えることは、面白くない国際的反響を招くことも考えられる。

六 当選の可能性

米国は、第十総会において、議席増加のための憲章改正を達成
ユーゴの対立候補としてファイするため努力を行つてゐるアジア・
リピンを支持したと同様の理由アフリカ諸国が、わが国の抜け駆け
で、わが国を支持するであろうけ立候補を好意をもつて見るか否
し、アジア・アフリカ諸国も、かは疑問であり、また英連邦諸国
わが国が、この立候補のための如く、オーヴァー・リプレゼン
支持要請を行い、同時に議席増ティションといわれてゐる地域の
加のための憲章改正をも強く要諸国は、この日本の立候補により、
請するならば、アジア・アフリ自らの当選を危くされることを惧
カ諸国も積極的支持を寄せる公れる気持も強いようで、選挙の結
算が大きい。第十総会における果は、樂觀を許さない。特に、東
選挙で、ユーゴは、西欧諸国欧でも、共産圏でない国（先例と
の支持をも得て居た模様であるして、トルコ、ギリシャがある）
が、今回は、東欧から、ソ連のが立候補し、西欧諸国が紳士協定
衛星国の一つが出る順番であり遵守の建前から、これを支持する

その場合には、わが国は、第十態度に出る場合には、わが方の当
總會においてユーゴスラビア選は恐らく困難であろう。わが国
と争つたフィリピンよりも、純が、国際司法裁判所選挙を断念し、
然たる共産主義国を向うに回すあたかも、米国のロボットに使わ
点有利な立場に立つことにならう。
成り無理な立候補をし、しかも敗
れたという場合、国内及び国際世
論に極めて面白くない影響を及ぼ
すこととならう。仮に、第十總會
におけると同様の結果で、一年交
替の妥協に達した場合にも、ある
いは、幸いに、完全に他国を押え
て当選した場合にも、ソ連圏に対
するこのような公然たる挑戦（し
かも、その道義的、法律的根拠に
は、可成り無理がある）を行うこ

とは、わが国の将来の外交方針に
柔軟性を失わす原因となる惧れが
ある。

七 技術的問題

わが国は、既に国際連盟時代に常任理事国として会議外交に処して来た前例もあり、今日、安保理事会に参加して充分に活躍する能力がないと見るのは、余りに消極的である。

わが国は、国連加盟後、なお日
が浅く、未経験であり、わが代表
団が法規、手続に精通し、これを
駆使することが要求される国連外
交殊に理事会における活動を満足
に果し得るや否や疑問なしとしな
い。

又、安保理事会理事国となれば、
その任期中は在ニューヨーク代表
部員を相当数増強し、常駐せしめ
ることが必要となるが、そのため
には、予算上、人事上その他の困
難が予想される。

わが国としては、もつと地味な
舞台で着実に国連外交に習熟する
ように努め、実力が備つて後に安
保理事会に出る方が、結局得策で
あると考えられる。

付 表

わが国の任期予想表

年 度 (選挙は就任の 前年行われる)	直ちに安保理 理事国となる場合			先ずECOSOC 理事国となる場合	
	安 保 理	ECOSOC		安 保 理	ECOSOC
1958 (ユーゴ) 安保理フィリピンの後任	(1) ○	(2) ○	(3)		
1959 ECOSOC インドネシアの後任	○	○	(2)の 場合	(1)又は (3)の場 合	○
1960 ECOSOC パキスタンの後任			○	○	○
1961			○	○	○
1962 安保理 フィリピン(ユーゴ) の後任の後任				○	○
1963				○	○

国連安全保障理事会非常任理事国一覽表

一九四六	ブラジル	メキシコ	オーストラリア	オランダ	ポーランド	エジプト
四七	"	コロンビア	"	ベルギー	"	シリア
四八	アルゼンティン	"	カナダ	"	ウクライナ	"
四九	"	キューバ	"	ノールウェー	"	エジプト
五〇	エクアドル	"	インド	"	ユーゴスラビア	"
五一	"	ブラジル	"	オランダ	"	トルコ
五二	チリ	"	パキスタン	"	ギリシャ	"
五三	"	コロンビア	"	デンマーク	"	レバノン
五四	ブラジル	"	ニュージーランド	"	トルコ	"
五五	"	ペルー	"	ベルギー	"	イラン
五六	キューバ	"	オーストラリア	"	ユーゴスラビア	"
五七	"	コロンビア	"	スウェーデン	(フィリピン)	イラク
五八	未	"	未	"	未	"

任期 中南米 中南米 英連邦 西 欧 東 欧 中近東

大臣

安保理事会立候補問題（対ダレス会談）

安保理事会において、アジアがアンダー・レプレゼンテッドであることは衆知の事実であると思う。米国が理事会の議席を増加するべく努力されたことは関係国のひとしく多としているところであるが、右が実現に至らない場合、アジア諸国としては、フィリピンの先例のごとく、東欧のものとされていた議席に割込む以外に途がない。

今度の総会では東欧からは衛星国の一つが立候補すると思われるが、日本は友好諸国の積極的支持が充分盛り上る見込ならば、立候補する意向を有している。この点について、貴国政府の御意見を承りうれば幸である。

なお、日本は国際司法裁判所裁判官にも立候補しているが、これ

極秘

は今度は五人の裁判官を選出するのであり、従前国際連盟時代には日本は中国とならんで裁判官を出していたことでもあり、別段安保理事会選挙の方に支障を来すことはなからうと考えている。経済社会理事会については日本は今年に中国と争うことになるので、これを避ける考えである。

要するに日本が安保理事会に立候補した場合、当選するか否かは一にかかつて友好諸国の支持如何にある次第である。